

大分県子ども読書活動推進計画

(おおいた子ども夢ライブラリー計画)

平成 16 年 2 月

大 分 県 教 育 委 員 会

計画の策定に当たって

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、時代を超えて普遍的価値を有するものとして認識されています。

子どもの読書活動を推進するためには、県、市町村、学校、地域、家庭が、独自の機能や役割を充分に果たすとともに、相互に連携・協力し、県民が一体となって、子どもの読書活動を推進する必要があります。

このため、大分県教育委員会では、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、県、市町村、学校、地域、家庭における取組の現状と課題をとりまとめるとともに、各事業主体の具体的方策と連携協力の促進についてお示しし、子どもの読書活動の推進のために重要な、早期の「読書習慣の形成」、「あらゆる機会・場所における読書機会の提供」ができるよう、「大分県子ども読書活動推進計画」（おおいた子ども夢ライブラリー計画）を策定しました。

今後、この計画についてご理解をいただき、市町村をはじめ、学校、地域、家庭において、本県の子どもの読書活動推進の指針として御活用いただくことを期待しております。

最後になりましたが、この計画の策定に当たりまして様々な御提言等をいただきました「子どもの読書活動推進会議」の委員さんをはじめ多数の県民の皆様、子どもの読書活動の関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成16年2月

大分県教育委員会

教育長 深田 秀生

目 次

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画策定の背景	P 2
(1)「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行	
(2)「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」の策定	
3 読書活動推進のためのキャッチフレーズ	P 3
4 計画の期間	P 3
5 計画の進行管理	P 3

II 各事業主体における取組の現状と課題

1 県の取組の現状と課題	P 4
2 市町村（公立図書館及び公民館図書室等）の取組の現状と課題	P 7
3 学校の取組の現状と課題	P 9
4 地域（読み聞かせグループ等）における現状と課題	P 12
5 家庭における現状と課題	P 13

III 各事業主体の具体的方策と連携・協力の促進

1 読書習慣の形成	P 14
(1) ボランティア読み聞かせグループの支援	P 14
(2) 発達段階に応じた図書資料の情報提供	P 15

(3) 学校での「朝読書」等、読書に係る行事の実施	P 16
(4) 家庭での読書活動推進（ブックスタート事業等）の実施	P 16
2 あらゆる機会・場所における読書機会の提供	P 17
(1) 図書館職員の研修の充実及び先進事例の情報提供	P 17
(2) 学校図書館の開放と公共図書館等との連携	P 17
(3) 学校図書館の図書資料の整備等	P 18
(4) 市町村合併に対応した読書活動推進体制の整備	P 19
(5) 障害のある子どもの読書活動の推進	P 19
3 広報・啓発の推進	P 20
4 連携・協力体制の整備及び支援	P 20
IV 参考資料	P 23

大分県子ども読書活動推進計画

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

特に、近年、科学技術の進歩、国際化の進展、少子高齢化の進行など社会の変化にあわせて「不易・流行」の教育改革が進められている。情報化社会の中で、読書はまさに教育の中でも「不易」のものとして、ますます必要になってくる。情報化が進むと断片的な情報を受け取るだけの受け身の人間になってしまい、自分でものを考えなくなる。自分でものを考える必要があるからこそ読書が必要なのである。

本を読むという営みは習慣であって、一度この習慣がつくと一生変わらないといわれている。大人になって読書の習慣をつけることは不可能でないまでも非常に難しいが、乳幼児期などの早い時期に本に慣れ親しむことは、読書の習慣を身に付けるうえで極めて重要である。

また、図書館にやってくる子どもたちは、目的、興味、関心、年齢、能力、家庭環境など一人ひとりが異なっており、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるような環境整備を推進していく必要がある。

読書活動を進めていくためには、早期の読書習慣の形成、すべての子どもたちに同じような条件で読書活動ができる環境の醸成を推進していくことが特に重要である。

・本県の実状を踏まえた推進体制の整備の必要

本県では、人材溢れる「発展」の県づくりを推進しており、歴史的にも、日本のアンデルセンと呼ばれ、メルヘンの語り部の「久留島武彦」をはじめ、「広瀬淡窓」、「福沢諭吉」など、郷土の歴史と風土が育んだ日本の代表的な先哲を輩出している誇るべき伝統を活かし、本県の実状を踏まえて、推進体制を整備していく必要がある。

また、県財政が危機的状況にあることから、ゼロベースの行財政改革を実施している中であり、現在ある推進体制の枠組みを活かしながら、読み聞かせグループ等のボランティアの活用などにより、いかに読書活動を活性化していくかが課題となる。

・読書活動を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進する必要

子どもの読書活動に係る事業主体は、県、市町村、学校、地域（読み聞かせグループ等）、家庭が大きな役割を果たしている。各事業主体がその役割を充分に果たしていくとともに、学校が読み聞かせグループ等に朝の読書活動で協力を求めることや図書館と学校が蔵書の相互検索を進めるなど、事業主体間の連携・協力がなければ子どもの読書活動の効果的な推進は難しい。

また、県内では、市町村合併が進んでおり、合併による1市町村の行政区域の広域化も考慮した計画とすることも課題となる。

このため、大分県における子どもの読書活動を推進するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「大分県子ども読書活動推進計画」を策定する。

2 計画策定の背景

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定するなど、子どもの読書活動を国を挙げて支援するための施策を推進している。

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律の施行

国は、読書活動の推進に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する目的で、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）を施行した。

同法の第9条の第1項には「都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」また、第2項では、「市町村は、子どもの読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」としている。

また、4月23日を、「子ども読書の日」とすることなどが定められている。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成14年8月2日に閣議決定された。

基本計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められており、「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」、「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」、「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取り組みの推進」、「社会的気運醸成のための普及・啓発」を主要な内容としている。

また、国は、計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

3 読書活動推進のためのキャッチフレーズ

本計画が「子ども」の読書活動を対象としたものであることから、あらゆる場所において、大分県の子ども達が本を読むことができる体制=「夢ライブラリー」を作るという趣旨に基づき、親しみやすいキャッチフレーズを下記のとおり名づけ、県、市町村、学校、地域（読み聞かせグループ等）、家庭が全県的に子どもの読書活動を推進する。

「おおいた子ども夢ライブラリー計画」

4 計画の期間

本計画の期間は、本計画策定時よりおおむね5年間とする。

5 計画の進行管理

大分県教育庁生涯学習課が本計画の進行管理を行う。

II 各事業主体における取組の現状と課題

1 県の取組の現状と課題

(1) 県の取組の現状

① 県が直接実施している子どもの読書活動の推進に関する事業

ア 県立図書館子ども室の事業

幼児、小・中学生のための部屋を設置し、絵本をはじめ幅広く収集した児童書を約 95,000 冊（開架 59,000 冊、閉架 36,000 冊）収蔵しており、貸出冊数は、平成 14 年度で約 258,000 冊である。なお、児童書の購入実績は、平成 13 年度が 3,714 冊、平成 14 年度は 3,325 冊となっている。

また、毎週水曜日にストーリーテリング（素話）や読み聞かせ、紙芝居等を実施するとともに、毎月第 1・3・4 土曜日に、読み聞かせ、ブックトーク（本の紹介）等を実施している。

イ 読書感想文コンクール「大分県先覚者に学ぶ」

読書活動を推進し、郷土愛を育成し、青少年の健全育成を図るために、小学校 5・6 年生・中学生・高校生が、大分県の先覚者の中から 1 人選び、その業績や人物像に関する本を読んで、感想や意見を手紙文や感想文等にまとめる読書感想文コンクールを平成 15 年度から実施している。

ウ 司書教諭の配置

学校図書館の専門的職務を行うための司書教諭を、平成 15 年度から、12 学級以上の小・中・高等学校に配置している。

エ 広報活動等

幼児・小学生が本に親しむ機会をもてるようにするため、子ども読書の日（4 月 23 日）を含む「子どもの読書週間」に、「そよかぜげんき広場」を実施し、絵本の読み聞かせなどの啓発イベントを実施するとともに、子ども読書の日に係るポスターを作成し配布している。

② 市町村・ボランティア団体支援事業

ア 公立図書館等職員研修の実施

県立図書館が、市町村の司書等を対象として、図書館サービス等の専門的、技術的向上を図るための研修を、年 5 回実施している。

イ 子ども文庫・読み聞かせグループ発表・交流会

県立図書館において、県内の読み聞かせ実践者等の研修、交流を目的として、読み聞かせグループの活動発表及び講師による指導・助言

を実施している。また、ストーリーテリングに関心を有する者を対象とした公開講座を開催している。

(注) 読み聞かせグループ等: 本の読み聞かせの他、ストーリーテリング、紙芝居等の活動を実施するグループを含めています。

ウ 県立図書館読み聞かせキャラバン

地域の読み聞かせグループ等の養成等を目的として、読み聞かせ等の実践に関心を有する者を対象に、県立図書館の職員・地域の実践者・講師による実技指導及び助言を、2教育事務所管内で実施している。

エ 団体貸出文庫

県民の読書活動を支援するため、読み聞かせグループを含めた読書団体、学校等を対象に、1,000冊まで、3か月以内で資料の貸出を実施している。

オ ブックスタート事業

親子が暖かいぬくもりの中で、「絵本」を介して言葉や心を通わせることにより、子どもの健全な育成を図るため、乳幼児検診等の際、保健師や読み聞かせボランティアと協力し、絵本を介した赤ちゃんとのコミュニケーションの取り方等を説明し、絵本、イラスト・アドバイス集等の入ったブックスタートパックを保護者に贈呈する市町村に補助している。

(平成15年10市町村が実施)

カ 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに、親同士の交流事業を実施する市町村に補助している。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児をもつ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容としており、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関する情報提供も行うことを行なった国庫補助事業であり、8市町村が実施している。

キ 家庭教育の推進

家庭教育の在り方を見つめ直す機会として実施している「子育てワンポイントアドバイス講座」、乳幼児期や小学生をもつ親向けの資料として作成している「家庭教育手帳・家庭教育ノート」の配布、家庭教育に関する情報を提供するための特別番組の放送などを通じて、幼少期の読書の意義などについて啓発している。

(2) 県における課題

- ① 図書館、地域、学校において、より多くの読み聞かせ活動を促進していくため、読み聞かせグループ等の養成・支援をより充実していく必要がある。
- ② 市町村における読書活動を充実するための蔵書の整備に資するため、県立図書館の新刊児童書の購入を充実し、選書の参考に提供していく必要がある。また、県立図書館に乳幼児向け優良図書を整備し、市町村や、読み聞かせグループに貸し出していくことによって、市町村における優良図書の整備を促進していく必要がある。
- ③ 子どもの段階的な発達を促す観点から、子どもの興味・関心にあった優良図書情報（ブックリスト）を提供し、幼児期等の母親の子育て支援に資する必要がある。
- ④ 市町村の図書館等における読書活動を活発化するため、図書館等の職員を対象として、先進的な事例や効率的な事業の推進の方法などについての研修や情報提供を行っていく必要がある。
- ⑤ 子どもを含めた県民全体に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子ども読書の日（4月23日）などを中心として、広報・啓発活動を推進していく必要がある。

2 市町村（公立図書館及び公民館図書室等）の取組の現状と課題

(1) 市町村（公立図書館及び公民館図書室等）の取組の現状

① 施設・設備の状況

○図書館等の設置状況

県内の市町村立図書館数は22館であり、また、平成14年度に資料購入費を予算措置した公民館図書室数は75館となっている。

そのうち、児童図書室（コーナー）を設置しているのは、15市町村である。

市町村合併が進められる中、図書館未設置市町村は解消されることとなる見込みである。

広域的な市町村域に対応して、移動図書館車の配置は、9市町（11台）で見られ、平成15年度に国庫補助事業により1台を配置予定である。

また、県内には、39の児童館があり、館内に図書室等を設置している。

私立の児童図書館は、2館（中津市と別府市）となっている。

○資料購入費の状況

市町村立図書館及び公民館図書室の資料費（図書購入費）の予算措置状況は、平成13年度が約2億2千万円、平成14年度は約1億8千6百万円と減少している。

② 関係事業の実施状況（平成15年度県調査）

ア 機会提供事業

(ア) 読み聞かせ事業

図書館・公民館図書室等において、読み聞かせを実施している市町村数は、35市町村、保健センター、児童館等において実施している市町村数は、18市町村である。

(イ) ブックトーク等

本の内容を紹介するなどのブックトーク等の実施市町村数は、14市町村である。

（注）ブックトーク：ひとつのテーマをもとに何冊かの本の内容を紹介すること。本についてのお話。

(ウ) ブックスタート

ブックスタートパックを保護者に贈呈する事業の実施市町村数は、10市町村である。

イ ボランティア団体支援事業

ボランティアの育成のための研修を実施している市町村数は、14市町村である。

ボランティアサークル等の人材ネットワークの形成のための機会・場づくりの実施市町村数は、6市町村である。

団体・グループの活動の場を確保をしている市町村数は、17市町村である。

団体・グループの情報交換の場づくりをしている市町村数は、10市町村である。

団体・グループの事業に対する補助金を交付している市町村数は、2市町村である。

団体・グループの事業への講師の紹介・派遣をしている市町村数は、4市町村である。

ウ 広報活動等

広報資料を作成している市町村数は、33市町村である。

イベント（フォーラム等）を実施している市町村数は、7市町村である。

読書に関するホームページを作成している市町村数は、7市町村である。

(2) 市町村における課題

- ① 市町村合併が予定される中、市町村の広域化に対応するとともに、総合的に子ども読書活動を推進していくための読書活動の推進体制（計画）の整備をしていく必要がある。
- ② 図書館、地域、学校において、より多くの読み聞かせ活動を実施していくため、読み聞かせグループ等の支援・養成を図るとともに、図書館、公民館等における実践の機会を作っていく必要がある。
- ③ 子どもを含めた県民全体に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子ども読書の日（4月23日）などを中心として、広報・啓発活動を推進していく必要がある。
- ④ 市町村における読書活動の推進役である司書をはじめ、図書館等の業務に携わる職員の資質向上のための研修を実施していく必要がある。
- ⑤ 乳幼児期からの習慣づけを図るため、ブックスタート事業等の乳幼児期対応の事業を、県の補助事業を活用するなどして、実施していく必要がある。

3 学校の取組の現状と課題

(1) 学校における取組の現状（平成 15 年度県調査・全国は平成 14 年度）

① 施設・設備の状況

ア 施設の状況

学校図書館法第 3 条に基づき、すべての学校に学校図書館が設置されている。

イ 図書資料の状況

(国の予算措置等)

国は、平成 14 年度に「学校図書館図書整備 5 か年計画」を策定し、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間で、毎年約 130 億円、総額 650 億円の地方交付税措置が講じられることとしている。

また、学校図書館の蔵書冊数については、文部科学省が、学級数による段階別の標準冊数（学校図書館図書標準）を示している。

(県内の状況)

図書標準冊数に対する各学校の整備達成率については、県内小学校の 45.8% が標準冊数を上回っている。全国では、33.7% の小学校が上回っている状況であり、全国平均よりも高い。

中学校についても、県内では 36.4% が標準冊数を上回っている。全国では、26.5% の中学校が上回っている状況であり、全国平均よりも高い。

② 関係事業の実施状況

ア 「朝読書」等、読書に係る行事の実施状況

(ア) 全校一斉読書活動

全校若しくはクラス単位で一斉に参加することによって、必ずしも、読書習慣がない児童・生徒が本と出会うきっかけづくりになり、読書習慣を身に付けさせるためにも有効であることから、「朝読書」等全校一斉の読書活動を実施している小学校は、287 校（82.7%）であり、全国平均の 77.8% を上回っている。

中学校では、65 校（45.5%）であり、全国平均の 60.5% を下回っている。

高等学校では、27 校（49.1%）であり、全国平均の 24.6% を上回っている。

(イ) ボランティア等との連携

ボランティア等との連携を実施しているのは、小学校では、43 校

(12.4%) であり、全国平均の 31.5% の 4 割程度にとどまっている。
(ただし、ボランティアによる読み聞かせ実施校は含まない。例えば平成 14 年度に大分市内のすべての小学校（52 校）で、全校一斉の読書活動を実施しており、そのうち 44 校が、ボランティアによる読み聞かせを実施しており、その数は含んでいない。)

中学校では、4 校（2.8%）であり、全国平均の 11.5% に比しても非常に少ない。

高等学校では、実施校がない。全国では、2.5% の高等学校が実施している。

イ 学校図書館の開放と公共図書館との連携

(ア) 学校図書館の開放

学校図書館の開放状況については、県内の小学校は、50 校（14.4%）が実施しており、全国平均の 9.1% を上回っている。

中学校については、16 校（11.2%）となっており、全国の 5.7% を上回っている。

高等学校については、2 校（3.6%）となっており、全国の 5.2% を下回っている。

(イ) 公共図書館等との連携状況

図書館資料の貸借・定期連絡会・公共図書館司書の巡回訪問などにより公共図書館と連携を実施している県内の小学校は、150 校（43.2%）であり、全国の 77.8% の半分程度である。

中学校については、31 校（21.7%）であり、全国の 60.5% の 3 分の 1 程度である。

高等学校については、14 校（25.5%）であり、全国の 24.6% を若干上回っている。

なお、県立図書館の「団体貸出」を利用している学校数は、84 校である。

(2) 学校における課題

- ① 学校教育において読書活動の促進を図るために、質の高い学校図書館資料の整備が不可欠であり、学校の設置者である市町村は、交付税措置に対応した図書購入費の予算措置に努めていく必要がある。
- ② 読書の習慣化のために全校一斉の「朝読書」等を実施することにより、図書館の利用を促進したり、国語や総合的な学習をはじめ様々な機会を通じて、読書活動に全校的に取り組む必要がある。

- ③ 学校図書館の資源（蔵書）の有効活用の観点及び「開かれた学校づくり」の観点からも、学校図書館の開放を推進する必要がある。また、学校図書館にない公共図書館の蔵書の有効活用や図書館運営に関する助言を受けられるなど、相互の役割分担を明確にし、学校図書館と公共図書館とが連携する必要がある。
- ④ 子どもにとって楽しい学校図書館づくりや読み聞かせ活動の実施のためにも、各学校の実状に応じて、図書の整理や「朝読書」の時間の読み聞かせなどにボランティアを活用していく必要がある。

4 地域（読み聞かせグループ等）における現状と課題

(1) 地域における現状

平成14年度に県立図書館が実施した「子ども文庫・読み聞かせグループ交流会」で把握したグループ数は、93グループであり、平成15年度は、107グループに増えている。主な活動場所は、公立図書館、公民館、学校である。

全国では、自発的に組織するグループが約5,000あり、文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

読み聞かせグループ等の活動のための援助として、活動の場所の確保をしている市町村数は、17であり、読み聞かせグループ等の情報交換の場づくりを行っている市町村数は、10である。

読書グループ等に補助金を交付しているのは2市町である。

なお、読み聞かせ活動の支援として、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターが運営する「子どもゆめ基金」により、子どもの読書活動の振興を図る活動に対し助成を行っており、助成金の額は市町村規模の場合で、子どもを対象とする読書活動の場合は10万円、子どもの読書活動の支援活動の場合は50万円を上限としており、都道府県規模の場合は、100万円を上限としている。

平成15年度の大分県の助成は、2団体の「絵本の会」活動及び読書フォーラム「絵本の可能性」活動に対して、約80万円となっている。

(2) 地域における課題

- ① 地域の教育力の向上が求められる中、子育て支援グループ等が地域における読み聞かせ活動を実施できるようにするために、読み聞かせグループ等を養成する研修を実施していく必要がある。
- ② 読み聞かせグループのさらなるレベルアップのために、グループ相互の交流及び専門家による研修を推進していく必要がある。
- ③ 読み聞かせを実施する際の重要な要素である本の選択の参考とするため、様々な本を選書のための資料として提供していく必要がある。

5 家庭における現状と課題

(1) 家庭における現状

子どもの読書活動を推進するための家庭の役割については、国の基本的な計画の中で「子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。」としている。

保護者の読み聞かせへの期待でも、全国学校図書館協議会の全国調査において、小学校では、子どもが本をよく読むようになるためには、「親が本を読んでやる。」ことを重要と考えている保護者が45%を越えており、また、就学前においても読書の習慣付けを行うことから重要であるが、家庭において、読み聞かせを実施しているのは少ないようである。

このため、家庭における読み聞かせ等を推進するため、市町村において、ブックスタート事業（乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動）を実施しているのは、10市町村であり、県の補助事業としても、市町村を対象に「市町村ブックスタート支援事業」を平成15年度から実施している。

また、県は、「絵本の読み聞かせ事業」を平成15年度から実施しており、絵本の読み聞かせに関する講習会や親同士の交流会を実施している。

なお、国及び県が、乳幼児や小学生等をもつ親に配布している「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図っている。

(2) 家庭における課題

- ① 読書習慣の形成のため、県及び市町村の実施するブックスタート事業や絵本の読み聞かせ事業等を活用して、家庭における読み聞かせを実施するなど読書のきっかけづくりに努めていく必要がある。
- ② 読書に関する興味や関心を引き出すため、様々な場所で実施される読み聞かせ等の読書関連事業に親子そろって参加したり、読書を通じて、子どもが感じたことや考えたことを話し合うなど、読書を親子のふれあいの機会として活用していく必要がある。

III 各事業主体の具体的方策と連携・協力の促進

子どもの読書活動を推進するための施策を、計画に係る5年間は、特に下記の2点に重点化し取り組むこととする。

1 読書習慣の形成

子どもの時期（早い時期）に読書活動が習慣化すれば、一生変わらないと言われており、子どもに本に慣れ親しむ機会を与える必要がある。

2 あらゆる機会・場所における読書機会の提供

すべての子どもが、あらゆる機会・場所で、読書活動ができるような環境の整備を推進する必要がある。

この2点の重点施策を達成するために下記の具体的な方策を推進する。

また、あわせて全県的な取組を進めるために、広報・啓発を充実させるとともに、関係者が連携・協力して、子どもの読書活動を推進するための体制整備を進めていく。

1 読書習慣の形成

(1) ボランティア読み聞かせグループの支援

(必要性)

読み聞かせは、子どもの想像力を豊かにし、言葉に対する感覚を養い、語り手と聞き手との心の交流が生まれることにより豊かな感情を育み、集中力を養うなどの効果があることが言われている。子どもに、幼児期や小学校・中学校の時期を通じて、公立図書館等や学校において、読み聞かせの機会を作っていく必要がある。

(具体的方策)

(研修体制の整備)

- ・県は、引き続き、読み聞かせに関する研修を実施する。
(「読み聞かせグループ発表・交流会」、「読み聞かせ地域研修会」、読み聞かせ技術の向上や指導者の養成のための研修等を実施する。)
- ・市町村は、読み聞かせグループの研修会等の実施に努める。
(活動の場の確保)
- ・県及び市町村は、図書館等での読み聞かせ事業の実施に努めるととも

- に、ボランティアグループの活用を図る。
- ・学校は、読み聞かせ等でのボランティアグループの活用に努める。
(学校での「朝読書」等の再掲)
(財政的支援)
 - ・県及び市町村は、「子どもゆめ基金」等の読み聞かせの支援に関する情報提供を行い、ボランティアグループは、その活用を図る。

目標

子どもの読書習慣の形成のため、読み聞かせグループ等の研修会などを通じて、読み聞かせグループ等の養成と活動実態の把握に努め、さらには、読み聞かせグループ等に係る情報提供に努めることにより、すべての市町村で活動を可能にする。

(2) 発達段階に応じた図書資料の情報提供

(必要性)

子どもたちは、目的・興味・関心・年齢・能力・家庭環境など一人ひとり異なっており、子どもの段階的な発達を促す観点から、子どもの事情・関心にあった本の情報提供に努めていく必要がある。

(具体的方策)

- ・県は、発達段階のすべて（乳幼児・小学校の低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校）における優良図書情報の提供に努める必要があるが、当面、要望が多く、乳幼児検診時等での事業実施の奨励の観点からも、乳幼児期の優良（おすすめ）図書リストを作成する。
作成にあたっては、市町村の図書関係者や保育園、幼稚園などの利用だけでなく、保護者の学習資料としても活用が可能なものにする。
作成後の新規の情報は、ホームページに掲載し、情報提供する。

目標

子どもの読書習慣の形成のため、乳幼児期などの発達段階別の優良図書リストの作成に努め、公立図書館等に優良図書を整備することにより、すべての子どもへの優良図書の提供を可能にする。

(3) 学校での「朝読書」等、読書に係る行事の実施

(必要性)

全校若しくはクラス単位で一斉に参加することによって、必ずしも、読書習慣がない児童・生徒が本と出会うきっかけづくりになり、読書習慣を身に付けさせるためにも有効である。

また、図書館の利用を促進したり、国語や総合的な学習をはじめ様々な機会を通じて、読書活動に全校的に取り組むことが有効である。

(具体的方策)

- ・学校は、全校一斉の読書活動が、全国レベルとなるよう努める。
- ・学校は、ボランティア等との連携が、全国平均を下回っており、積極的な活用が望まれる。特に、読み聞かせ活動をしている団体の受け入れを可能にするための学校側の雰囲気作りに努める。
- ・県は、読書感想文コンクールを実施する。

目標

子どもの読書習慣の形成のため、学校での「朝読書」等、行事の実施率を全国レベル以上にする。

(4) 家庭での読書活動推進（ブックスタート事業等）の実施

(必要性)

ブックスタートは、赤ちゃんと保護者が絵本を介して向かい合い「暖かくて楽しいことばのひととき」をもつことを応援するため、地域の保健センターで行われる0歳児検診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動であり、多くの市町村で取り組んでいくようにする必要がある。

(具体的方策)

- ・県は、読書を通じた子育て支援事業（「ブックスタート事業」「絵本の読み聞かせ事業」等）を実施する。
- ・県は、家庭教育の指導者に対して、幼少期からの子どもの読書の促進について啓発を行うなど、家庭教育を充実させる。
- ・市町村は、補助事業を活用するなどしてブックスタート事業等の実施に努める。

目標

子どもの読書習慣の形成のため、家庭教育に係るすべての事業の中で、読書の意義等の啓発をする。

2 あらゆる機会・場所における読書機会の提供

(1) 図書館職員の研修の充実及び先進事例の情報提供 (必要性)

図書館等の職員の意欲、熱意及び専門的技能の向上が、図書館の利用増や読書活動の推進につながることから、職員に、先進的な事例や効率的な事業の推進の方法などについての研修や情報提供を行っていく必要がある。

(具体的方策)

- ・県は、読書活動推進事例などの情報提供を図るための市町村職員及び図書館職員研修会を実施する。
- ・県は、司書教諭の研修会を実施する。
- ・県は、市町村や学校が実施する研修会に、県立図書館の職員を派遣する。

目標

職員の資質の向上を図るため、すべての図書館等職員が研修を受講できるようにする。

(2) 学校図書館の開放と公共図書館等との連携 (必要性)

学校図書館は、設置目的が、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成する。」となっていることから、地域住民への開放が進んでこなかった。資源（蔵書）の有効活用の観点及び「開かれた学校づくり」の観点からも、開放を推進する必要がある。

また、公共図書館と学校図書館が連携することで、相互の補完及び蔵書整備などの効率化を進めることができる。

(具体的方策)

- ・高等学校は、各校の実状に応じ、学校図書館の開放に努める。
- ・小・中学校は、公共図書館との連絡を密にし、図書の借り入れ及び運営の効率化等に関して相互協力の推進に努める。

目標

あらゆる機会・場所における読書機会の提供を進めるため、学校図書館の開放を進め、全国レベル以上にする。

(3) 学校図書館の図書資料の整備等

(必要性)

学校教育において、読書活動の促進を図るためにには、学校図書館資料の整備が不可欠である。

国は、小・中学校図書館の計画的な資料整備を図るため、平成14年度からの5年間で総額約650億円を地方交付税措置している。大分県の子どもが他の地域に住む子どもと比較して、少なくとも不利な状況とならないよう、交付税措置分が地方公共団体において予算措置するなど、計画的な整備を推進する必要がある。

また、学校図書館については、人的な環境を整備することが重要であることから、ボランティアの積極的な活用による必要な人材の確保を含めた取組を推進する必要がある。

(具体的方策)

- ・学校の設置者である市町村は、図書購入費に係る地方交付税措置額の予算化に努める。特に、中学校における予算措置に努める。

目標

あらゆる機会・場所における読書機会の提供をするため、すべての学校が、図書標準冊数を上回るよう努める。

(4) 市町村合併に対応した読書活動推進体制の整備

(必要性)

市町村合併が予定される中、1つの市町村の広域化に対応した市町村内における読書活動の推進体制を整備していく必要があり、図書館の中央館を中心とした分館体制の整備・移動図書館車の活用、地区公民館の資料整備などにより、きめ細かなサービスを提供していく必要がある。

(具体的方策)

- ・市町村は、市町村合併によって、広域化が予想される行政単位に対応した施設・設備等の推進体制の整備及び子ども読書活動推進計画の策定に努める。
- ・市町村は、子ども向けの図書資料費の予算確保に努める。

目標

すべての市町村は、国の基本計画及び県の「子ども読書活動推進計画」を基本とし、推進計画を策定するよう努める。

(5) 障害のある子どもの読書活動の推進

(必要性)

視覚障害、知的障害、肢体不自由等、障害の状態や特性、発達段階等に応じて、障害のある子どもが読書を楽しめるような取組を推進する必要がある。

(具体的方策)

- ・県は、朗読ボランティアによる朗読サービスの活用についての情報提供を促進し、利用の拡大を図る。
- ・県及び市町村は、障害の状態や特性等に応じて、読み聞かせ等を実施し、読書習慣の形成に努める。
- ・県及び市町村は、国立国会図書館、日本点字図書館、大分県点字図書館などの関係機関との連携を図って障害児等へのきめ細かなサービスの実施に努める。

3 広報・啓発の推進

(必要性)

子どもを含めた県民全体に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子ども読書の日（4月23日）などを中心として、広報・啓発活動を推進していく必要がある。

(具体的方策)

- ・県及び市町村は、春、秋の読書週間に、ボランティア等の協力をえながら、子どもの読書活動を推進するための事業を実施する。
- ・県及び市町村は、広報誌等を活用して、読書の奨励をする。
- ・図書館・図書室の情報など読書関係のホームページを未設置の市町村は、その開設に努める。

4 連携・協力体制の整備及び支援

子どもの読書活動を進めるにあたっては、県、市町村、学校、地域（読み聞かせグループ等）、家庭が、具体的な方策を実施していくこととなるが、それぞれのみでは実施できない、あるいは有効かつ効率的な活動ができにくいことが多い。

子どもにとっては、様々な場面で本に親しむこととなるので、各事業主体が相互の連携を進めなければ、総合的な読書活動の推進にはつながらない。

(1) 各事業主体の組織状況

県内の子どもの読書活動に関連する組織等は、下記のとおりとなっており、それが設置目的に基づいて組織内の連携を図りながら行事等を実施している。

① 大分県公共図書館等連絡協議会

「県内の図書館相互の連携、提携を密にし、図書館事業の発展を図り、県民文化の向上に寄与する。」ことを目的として、県内の公共図書館及び公民館図書室をメンバーとして設置し、図書館相互の資料・情報の交換、研究会の開催等を行っている。

② 大分県学校図書館協議会

「県内の学校図書館の充実と発展に資する。」ことを目的として、県下小・中・高等学校の学校図書館担当教職員と加盟学校をメンバーとして設置し、会員相互及び他団体との連絡提携、情報交換、研究会の開催等を行っている。

③ ボランティアグループの状況

全県的な組織はない。メンバーに子育ての真っ最中の人も多く、また、

組織化を好まないグループやメンバーも見られる。

このような点から、現時点では、必要な情報の交換が可能な緩やかなネットワーク作りが適当ではないかと考えられる。

(2) 連携・協力のための推進協議会の設置について

公共図書館・学校図書館・ボランティアグループが相互に連携することで、より有効かつ効率的に読書活動を推進することにつながるが、現状では相互の連絡・連携を図るための組織がない。

したがって、相互が連携・協力し、大分県における子どもの読書活動の推進体制を整備するため、大分県公共図書館等連絡協議会、大分県学校図書館協議会、ボランティアグループの各代表及び県教育委員会をメンバーとして、

大分県子ども読書活動推進連絡協議会（仮称）を設置する。

IV 參 考 資 料

子どもの読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことのできる環境の醸成を図るとともに、その施策の計画的な推進を図るために子どもの読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、子どもの読書活動を推進するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県（県立図書館等）・市町村（市町村立図書館等）・学校・地域（読み聞かせグループ等）及び家庭（以下「事業主体」という。）における取組の現状及び課題に関すること。
- (2) 事業主体が、子どもの読書活動を推進するための具体的方策と事業主体間の連携及び協力の促進に関すること。
- (3) 地域の読書グループの支援方策に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、推進会議の議事その他の会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、大分県教育庁生涯学習課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

別表

子どもの読書活動推進会議委員

委 員	所 屬 ・ 職 名等	備考
大 鶴 直 己	佐伯市社会教育課長	市 町 村
郷 司 郁 子	大分県 P T A 連合会母親代表	母 親 代 表
後 藤 惣 一	子どもの本研究会代表 (大分県立図書館協議会委員)	実 施 団 体
佐 藤 龙 俊	玖珠町生涯学習課長	市 町 村
秦 強 一	大分県学校図書館協議会会长 大分東高等学校校長	学 校 教 育
丹 羽 和 美	知的障害者福祉工場「ウインド」施設長 (大分県立図書館協議会委員)	福 祉
橋 本 五十鈴	「どんぐり文庫」代表 大分市読書グループ連絡協議会代表	実 施 团 体
長谷川 純 一	三光村立真坂小学校校長 (大分県社会教育委員)	学 校 教 育
山 崎 清 男	大分大学教育福祉科学部教授 (大分県社会教育委員)	学識経験者
山 月 美江子	挾間町立図書館館長 大分県公共図書館等連絡協議会副会長	図 書 館

大分県子ども読書活動推進関連事業（平成15年度）

番号	事業名	概要	担当課
1	子どもふれあい交流促進事業 (国庫補助事業) 絵本の読み聞かせ事業」	親子がふれあうための絵本の読み聞かせに関する講習や親同士の交流事業を実施する	福祉保健部 子育て支援課
2	市町村ブックスタート支援事業	乳幼児検診等の際、保健師や読み聞かせボランティアと協力し、絵本を介した赤ちゃんとのコミュニケーションの取り方等を説明し、絵本、イラスト、アドバイス集等の入ったブックスタートパックを保護者に贈呈する市町村に対して補助を行う。	福祉保健部 子育て支援課
3	子育て支援ネットワーク事業	地域における子育て支援ネットワークの充実を図るために、子育てサポーターの配置・養成や子育て支援交流事業等を実施する市町村に対して補助を行う。	教育庁 生涯学習課
4	子育てワンポイントアドバイス講座	子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直してもらうため、家庭教育について考える機会を提供する市町村に対して補助を行う。	教育庁 生涯学習課
5	「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」の配布	「家庭教育手帳」は、・母子健康手帳の交付を受けるとき、・1歳6ヶ月児健康診査のとき、・3歳児健康診査のとき、・小学校入学前の健康診断のときに、保健所等から乳幼児を持つ家庭に配布する。 「家庭教育ノート」は、小学校等を通じて、小学校に入学した児童を持つすべての家庭に配布する。	教育庁 生涯学習課
6	家庭教育指導者フォーラム	○家庭教育指導者フォーラム 市町村の家庭教育担当者や家庭教育学級のリーダー等家庭教育の指導者を対象に、家庭教育支援の在り方について協議する。	教育庁 生涯学習課
7	読み聞かせグループ交流研修会	(1)「子ども文庫・読み聞かせグループ発表・交流会」 子ども文庫・読み聞かせグループ及び読み聞かせ活動に関心のある県民を対象に、読み聞かせグループの活動発表及び講師による指導・助言等を、県立図書館で実施する。 (2)「県立図書館読み聞かせキャラバン」 読み聞かせ等の実践に関心を有する者及び市町村担当者を対象に、県立図書館の職員・地域の実践者・講師による実技指導及び助言を、佐伯・竹田教育事務所管内で実施する。	教育庁 生涯学習課 (県立図書館)
8	子どもの読書活動推進計画の策定	「子どもの読書活動推進会議」を設置し、読書活動の充実、市民の自発的な活動と学校、行政との相互の連携の強化を図るとともに、本県における子どもの読書活動の総合的かつ計画的な推進を図るための方策などをまとめた「子どもの読書活動推進計画」を策定する。	教育庁 生涯学習課

大分県子ども読書活動推進関連事業（平成15年度）

番号	事業名	概要	担当課
9	県立図書館関係事業	(1)子ども室の設置 (2)子どもの読書週間（4／23～5／12）の4月27日に「よかげんき広場」を実施 (3)毎月第1・3・4土曜日に読み聞かせ等を実施 (4)毎週水曜日に「おはなし会」を実施 (5)団体貸出文庫（学校・団体に千冊まで、3ヶ月） (6)公開講座「ストーリーテリング」を実施	県立図書館
10	読書感想文コンクール 「大分県先覚者に学ぶ」の実施	大分県の先覚者の中から1人を選び、その業績や人物像に関する本を読み、感想や意見を手紙文・感想文等にまとめた作品を募集 ・応募区分 小学生（5・6年生）、中学生、高校生	教育庁 生涯学習課 (県立図書館)
11	読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	子どもたちの生きる力をはぐくむ読書活動を推進する上で優れた実践を行っている学校を表彰する。 ◆平成15年度表彰校 ・杵築市立東小学校・三重町立三重中学校 ・大分県立大分南高等学校	教育庁 学校教育課
12	学校図書館資源共有型モデル地域事業 (国庫10/10)	学校図書館を活用した教育の推進及び必要な図書の学校を越えた共用の促進を図るため、モデル地域を指定し、蔵書情報のデータベース化及び学校図書館等をネットワーク化した蔵書等の共同利用化を進め、今後の学校図書館運営の在り方などに指針を与える。 ◆平成13年度～平成15年度文部科学省指定 大分郡挾間町	教育庁 学校教育課
13	西部地区学校図書館活用フォーラム	学校図書館の中心的な役割を担う司書教諭の資格を有する教諭等が集い、学校図書館活用や読書活動の促進方策について研究協議するとともに、先進的な取組についての情報交換を行うことにより、県内の学校図書館の活性化に資する。 ◆平成15年11月19日～11月20日 山口県山口市 ・小学校3名・中学校3名・高等学校2名 ・指導主事1名（計9名参加予定）	教育庁 学校教育課
14	広報・啓発 (家庭教育) (子ども読書の日)	○家庭教育テレビ番組の放送及びVTRの活用 「子育てひろば」 広く県民向けの家庭教育番組を制作し、放送するとともに、そのVTRを各種学習機会に活用させており、番組中で「読み聞かせ」の効果について放送する。 ○「子ども読書の日」ポスター作成・配布 平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に推進する取組の一貫として、普及ポスターを市町村・学校等に配布する。	教育庁 生涯学習課 教育庁 学校教育課

子どもの読書活動の推進に関する取組の状況：特色のある・工夫を凝らした取組事例
学校で実施している読書活動推進の取組事例 1

都道府県名 大分県

① 名 称	学校図書館年間計画と図書館運営計画に基づく、児童の「生きる力」をはぐくむ読書活動の展開
② 実施主体	杵築市立東小学校 〒 873-0007 大分県杵築市大字片野 1129-2 TEL 0978-62-2237
③ 実施時期	年間を通じて
④ 実施場所	(ア) 図書館 イ 公民館 ウ 児童館 エ 青少年施設 (オ) 学 校 カ その他 ()
⑤ 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎朝 10 分間の学級担任による児童への読み聞かせ ② 児童が喜びをもつ図書館活動 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスワン券などによる図書貸出数増の取組 ・児童のリクエストを取り入れた図書の選定 ・家庭向けの学校図書館案内配布 ・「この本とっといて」システム ・図書館だより「ぶっくぶっく」の発行 ・「よむよむ読書」「としょかんまつり」等の図書館主体の学校行事の開催 ③ 2年生生活科「読書郵便」の実践 ④ 公立図書館との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・杵築市立図書館及び県立図書館との連携 ⑤ 図書委員会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ぶっくぶっく壁新聞 ・給食時の校内方法で「朗読」
⑥ 特色・工夫	<p>読書の時間と環境をつくることによって児童の読書離れという現象から脱し、多くの児童が読書の楽しさ、素晴らしさを発見している。</p> <p>児童による主体的な委員会により、読書習慣・意欲が高まり、読書量は増えてきている。(1人当たり 121.7 冊)</p> <p>家庭向けの図書館案内や、図書館だよりを発行して家庭での読書を各家庭に呼びかけたことにより、本を通した親子のふれあいをもつ機会が増えてきた。</p>

子どもの読書活動の推進に関する取組の状況：特色のある・工夫を凝らした取組事例
 市町村及び学校で実施している読書活動推進の取組事例2 都道府県名 大分県

① 名 称	ネットワーク化した図書館の資源を共有化し、教育実践に生かす取組
② 実施主体	挾間町教育委員会 〒 879-5592 大分県大分郡挾間町大字向原 128-1 TEL 097-583-1111
③ 実施時期	年間を通じて
④ 実施場所	(ア) 図書館 イ 公民館 ウ 児童館 エ 青少年施設 (オ) 学 校 (カ) その他（町民俗資料館）
⑤ 内 容	<p>① システムの機能を強化するソフトウェア開発 「本を読んだ時の子どもの感想」や、「読書感想文・感想画の優秀作品」、「話題や本のお薦めの本」など、読書に関わる『2次情報』をネットワークで自由に情報交換できるようにする。</p> <p>② 図書館ネットワークを利用した実践的研究 図書館ネットワークを利用した教育実践を行い、現行システムや新システムの評価を行う。</p> <p>◆ 学校（小学校6校、中学校1校）町立図書館、町民俗資料館をネットワークで結び、図書検索・本の物流ができる。</p>
⑥ 特色・工夫	「楽しい読書のお薦めの本50選を読破しよう！」等の各学校での実践は、ネットワークを利用し、文字通り図書館資源を共有化することの成果を直接的に示すものであった。コンピュータとネットワークを使えば、自他の図書館にある蔵書を素早くチェックし、効率よく読書活動を展開することができる。さらに、ネットワークを使った2次情報の交流は、主体的な学習者をはぐくむことにもつながっている。

子どもの読書活動の推進に関する取組の状況：特色のある・工夫を凝らした取組事例
 市町村で実施している読書活動推進の取組事例3 都道府県名 大分県

① 名 称	児童館を中心施設としての町ぐるみの子どもに対する施策の実施
② 実施主体	玖珠町立 わらべの館 〒 879-4404 大分県玖珠郡玖珠町大字森 868-2 TEL 0973-72-6012 ③ 実施時期
年間を通じて	
④ 実施場所	ア 図書館 イ 公民館 ⑥児童館 エ 青少年施設 ⑦ 学 校 カ その他 ()
⑤ 内 容	①町ぐるみの子どもに対する施策の充実（児童館の充実） 児童館を中心とした町ぐるみの子どもに対する事業の実施（童話祭等） ②語り部養成講座（年1回） 読み語り絵本講座（年8回）等の実施 ③「わらべの館」を支える23のサークルの活動 ④移動図書の実施（毎月1回学校へ図書を提供）
⑥ 特色・工夫	日本のアンデルセンとも呼ばれる「久留島武彦」生誕の地であり、「童話の里」づくり運動を実施しており、その中核施設として「わらべの館」を設置している。 語り部養成講座や読み語り絵本講座等のボランティアの養成やレベルアップのための研修には、中央の講師を招へいするなど内容及び実施回数とも充実している。

子どもの読書活動の推進に関する取組の状況：特色のある・工夫を凝らした取組事例
民間で実施している読書活動推進の取組事例 4

都道府県名 大分県

① 名 称	私立の児童図書館として、独特の雰囲気づくりと蔵書（選書）の充実の取組
② 実施主体	(財) 得愛会 松本記念児童図書館 〒 874-0931 大分県別府市西野口町 4 番 1 号 TEL 0977-21-4646
③ 実施時期	年間を通じて
④ 実施場所	図書館
⑤ 内 容	①「おじいさんのもり」という愛称で親しまれている。敷地は、約 2,200m ² あり、うっそうとした広葉樹に囲まれた中に、図書館があり、独特の雰囲気に包まれた静かな環境の中にある。 ② 子ども（中学生まで）なら、県内外及び国籍を問わず利用できる。（大人は利用（貸出）できない） ③ 子どもにとって良い本は、複数（1タイトル 7 冊など）そろえて、借りたいときに、借りられるように蔵書を充実している。
⑥ 特色・工夫	独特の雰囲気を醸し出しておらず、本を読みたいという気にさせる環境づくりと排架である。 「成長過程に必要な本は変わらない。」という理念に基づき、いい本は、何冊でも購入し、破損すれば補充している。 私立図書館のメリットである「融通が利く。小回りが利く。」を活かしている。

県内図書館一覧表

(平成15年3月31日現在)

館名	設置	開館年	延床面積 (m ²)	所在地	電話番号	FAX番号
大分県立図書館	大分県	S 6	11,141	870-0814 大分市大字駄原 587-1	097 546-9972	097 546-9985
中津市立小幡記念図書館	中津市	M 4 2	2,892	871-0056 中津市片端町 1366-1	0979 22-0679	0979 24-3516
豊後高田市立図書館	豊後高田市	T 1 4	194	879-0606 豊後高田市大字玉津 987	0978 24-2277	0978 24-2277
山国町立図書館	山国町	H 8	813	871-0712 下毛郡山国町大字守実 130番地	0979 62-2141	(コ)山国) 0979-62-2140
宇佐市民図書館	宇佐市	H 1 1	3,563	879-0453 宇佐市上田 1017-1	0978 33-4600	0978 33-4679
安心院町立図書館	安心院町	H 5	197	872-0521 宇佐郡安心院町大字下毛 2130	0978 44-2177	0978 44-2181
杵築市立図書館	杵築市	S 5 3	360	873-0001 杵築市大字杵築 1-1	0978 62-4362	0978 62-3401
別府市立図書館	別府市	T 2	1,332	874-0942 別府市千代町 1-8	0977 23-2453	0977 27-0330
国見町立図書館	国見町	H 7	160	872-1401 東国東郡国見町大字伊美 2409-1	0978 82-1585	0978 82-1585
くにさき図書館	国東町	H 5	150	873-0503 東国東郡国東町大字鶴川 160-2	0978 72-3500	0978 72-3526
武蔵町立図書館	武蔵町	H 3	795	873-0412 東国東郡武蔵町古市 1131-1	0978 69-0946	0978 69-0946
安岐町立図書館	安岐町	H 4	216	873-0202 東国東郡安岐町大字瀬戸田 728	0978 67-3551	0978 67-3551
日出町立萬里図書館	日出町	S 2 5	502	879-1506 速見郡日出町 2602-2	0977 72-2851	0977 72-4991
大分市民図書館	大分市	S 6 1	2,875	870-0021 大分市府内町 1丁目 5-38	097 538-3500	097 538-3744
臼杵市立臼杵図書館	臼杵市	T 7	807	875-0041 臼杵市大字臼杵 6-16	0972 62-3405	0972 63-3943
津久見市民図書館	津久見市	H 8	2,458	879-2431 津久見市大友町 5-15	0972 85-0080	0972 85-0081
挿間町立図書館	挿間町	H 1 2	1,379	879-5506 大分郡挿間町大字挿間 104-1	097 586-3150	097 583-1186
佐伯市立佐伯図書館	佐伯市	S 5 6	1,220	876-0843 佐伯市中の島 2丁目 20-33	0972 24-1010	0972 25-0609
竹田市立図書館	竹田市	S 2 9	555	878-0013 竹田市大字竹田 1980	0974 63-1048	0974 63-1048
三重町立図書館	三重町	S 6 1	768	879-7125 大野郡三重町大字内田 881	0974 22-7733	0974 22-7733
緒方町立緒方図書館	緒方町	S 5 9	80	879-6643 大野郡緒方町大字下自在 172	0974 42-4141	0974 42-2705
日田市立淡窓図書館	日田市	H 1	1,534	877-0003 日田市上城内町 1-72	0973 22-2497	0973 26-3210
九重町立図書館	九重町	H 1 1	377	879-4803 玖珠郡九重町大字後野上 17-4	0973 76-3888	0973 76-3877
(財)童心会村上記念私立児童図書館	法人 (中津市)	S 3 9	472	871-0055 中津市殿町 1380-1	0979 22-2556	0979 22-2556
(財)松本記念児童図書館	法人 (別府市)	S 6 0	480	874-0931 別府市西野口町 4-1	0977 21-4646	0977 21-4646